

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月17日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 井 本 浩 司

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月 7日 午前 8時30分から 令和 7年11月14日 午後 4時30分まで
開札期日	日 時 令和 7年11月19日 午前10時00分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7年12月 3日 午後 1時30分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 7年11月20日 午前 9時00分から 令和 7年11月26日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月17日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。

※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前9時00分から午後4時00分までです。



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3,400,000 2,720,000	一括	680,000	56,291	0
1	1,350,000				
2	2,050,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 高松市御厩町字半田 |
| | 地 番 | 93番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 299.08平方メートル |
| 2 | 所 在 | 高松市御厩町字半田93番地3 |
| | 家屋 番号 | 93番3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 93.93平方メートル
2階 67.48平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 9月 3日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 井 本 浩 司

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

北側の土地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 高松市御厩町字半田
地 番 93番3
地 目 宅地
地 積 299.08平方メートル
- 2 所 在 高松市御厩町字半田93番地3
家屋 番号 93番3
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 93.93平方メートル
2階 67.48平方メートル

令和7年(ケ)第35号
令和7年6月4日受理
令和7年6月25日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 都 築 浩 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 高松市御厩町字半田 |
| | 地 番 | 93番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 299.08平方メートル |
| 2 | 所 在 | 高松市御厩町字半田93番地3 |
| | 家屋 番号 | 93番3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 93.93平方メートル
2階 67.48平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	高松市御厩町93番地3			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ）			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項				
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (債務者兼所有者) ■小田奈良須両池土地改良区担当者	1 私は本件物件の所有者です。 2 本件建物は、平成7年に新築し、私と妻、子供2人で居住していましたが、今から十数年前に妻子が退去し、その後は隣の実家で住んでいた母親と2人で暮らしていました。母親も2、3年前に死亡し、以後私が一人で住んでいます。 この建物には水道の引き込みをしていないので、井戸水を吸い上げて利用していますが、水圧が弱く十分水が出ない状況です。また、台風で東側の壁が外れ、雨水が入り込んで来たことがありました。今でも強風のときに2階にいと、家全体が揺れるような感じがすることがあります。かつては室内で小型犬、猫、小鳥などを飼育していましたが、壁等にひっかき傷はないと思います。現在はペットは飼育していません。 3 数年前に、本件建物と実家との間に倉庫を作りました。柱と屋根、東西にシャッターと外壁を付けていますが、南北には壁はありません。この倉庫は、農機具等を保管する目的であったので、床に重量が相当かかるため、土を掘り起こし、コンクリートを深さ2メートルくらい埋め込んであります。西側のシャッターからは西側の田に出られるようになっています。母親が亡くなってからは、農業はしていません。 4 この地区は、下水道がないため、浄化槽を設置しています。現在、農業もしていないので、水利組合への支払いはしていません。 本件地区の水利組合への支払いについては、水路維持協力金として、合併浄化槽の場合は、年2,000円、浄化槽がない場合は、年3,000円、単独浄化槽の場合は、年4,000円を集金しています。ほとんどの場合、合併浄化槽だと思われます。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見



- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
 - 2 本件土地は非線引都市計画区域内に存在し、物件1の東側は幅員約2.9メートルの市道（建築基準法上の道路ではない。）に接道している。
 - 3 物件1と周囲の土地との境界は、北側を除いて、現況上明らかである。14条1項地図及び地積測量図が存在する。物件1の北側には、**A**が、隣接する実家（未登記目的外建物、**A**の所有物と思われる。）との間に作った車庫（土地定着物）があり、外壁（東側はドア部分も含む。）が一部、実家の敷地（93-2、93-5）に越境しているものと思われる。買受人が現状のまま車庫を利用する場合には、93-2、93-5の所有者である**A**と協議が必要である。車庫の下は、一部コンクリート敷きの状態であった。また、物件1の南側には、下屋（土地定着物）が設置されており、南東側には、ナンバープレートのない車両が放置されていた。
 - 4 物件2の建物については、経年（築後約30年経過）劣化が認められる。**A**によると、物件2には水道の引き込みをしていないので、井戸水を吸い上げて利用しているが、水圧が弱く十分水が出ない状態のようである。また、小田奈良須両池土地改良区担当者によると、水路維持協力金として、合併浄化槽の場合は、年2,000円、浄化槽がない場合は、年3,000円、単独浄化槽の場合は、年4,000円を集金しているとのことであった。
- ※ 上記、関係人の陳述及び関係資料等により2枚目記載のとおり報告する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年6月5日(木) 13:00-13:10	高松法務局	周辺土地等調査
令和7年6月6日(木) 14:00-14:15	広域水道企業団高松ブロック統括センター	給配水管等調査
令和7年6月6日(木) 14:20-14:45	高松市役所	公法上の規制等調査、下水道調査
令和7年6月6日(木) 15:20-15:40	物件所在地	物件確認、接道外観等調査、占有調査、写真撮影、 A から聴取(不在)
令和7年6月18日(水) 14:00-15:00	物件所在地	立入調査、占有調査、写真撮影、評価人同行、 A から聴取

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和7年6月18日

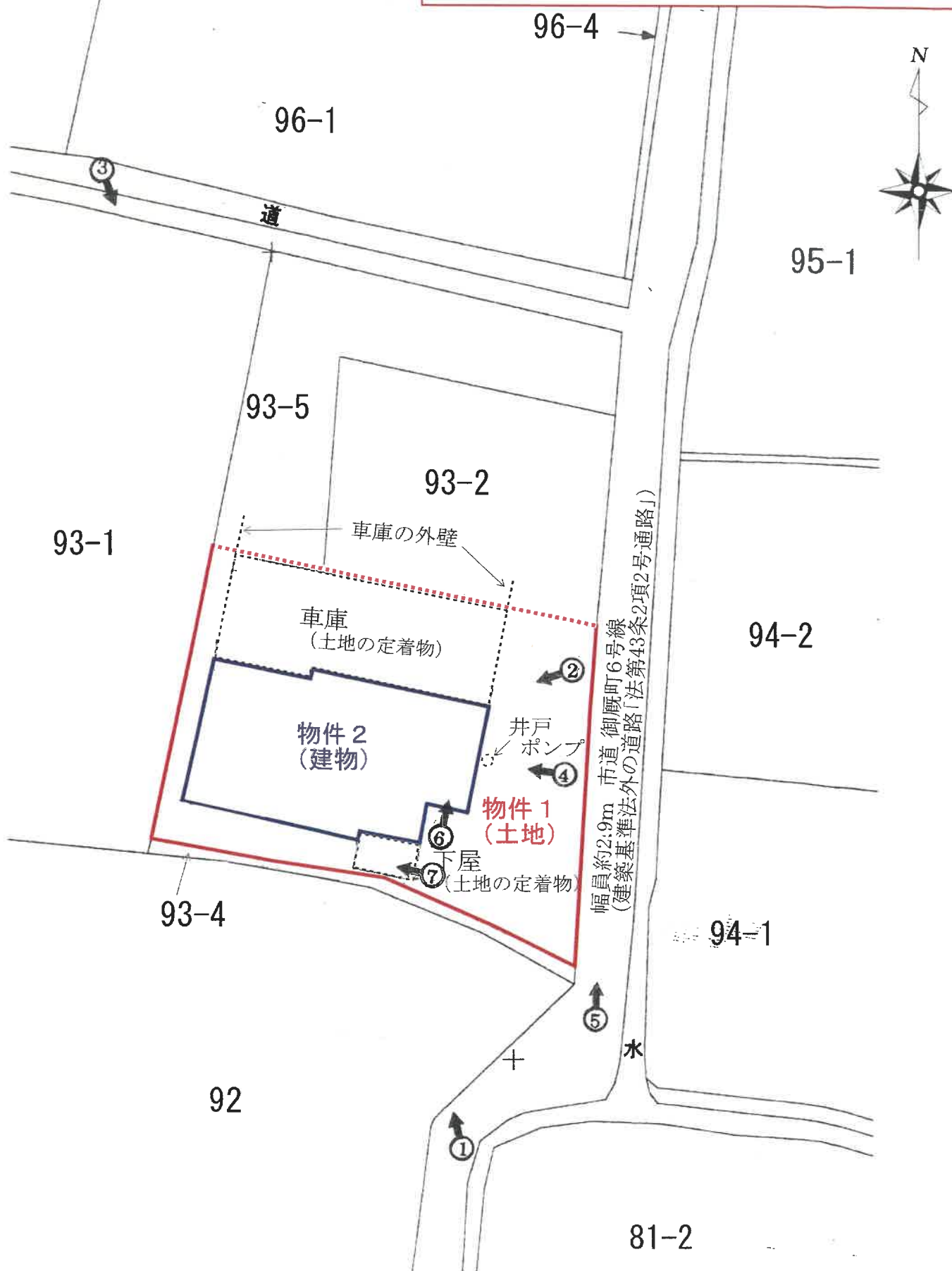
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人**B**を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させ、建物内に立ち入ったところ、2階洋室で**A**に遭遇した。

☐ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）



(注) 概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいている。

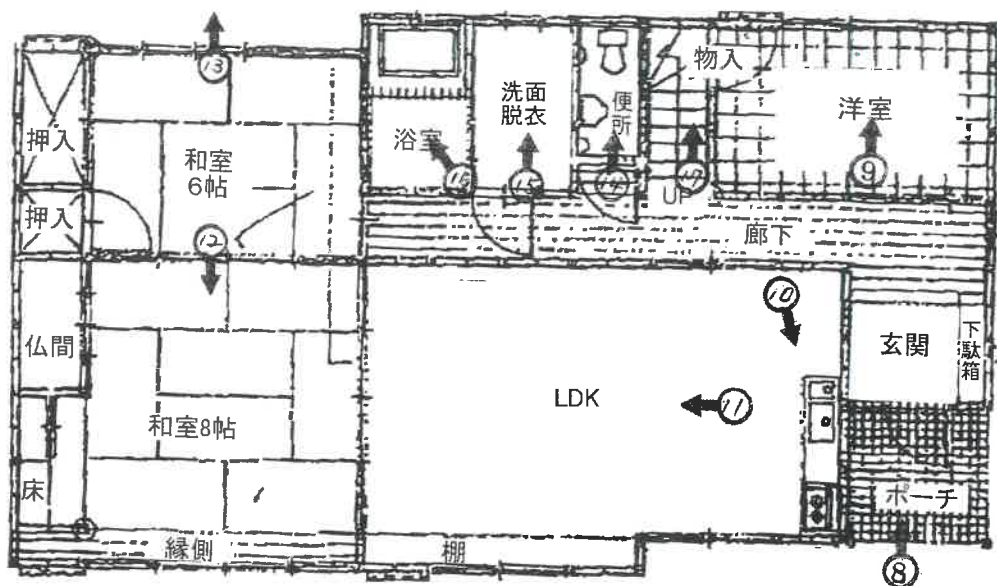
←○ 写真撮影位置・方向

(S=1:250)

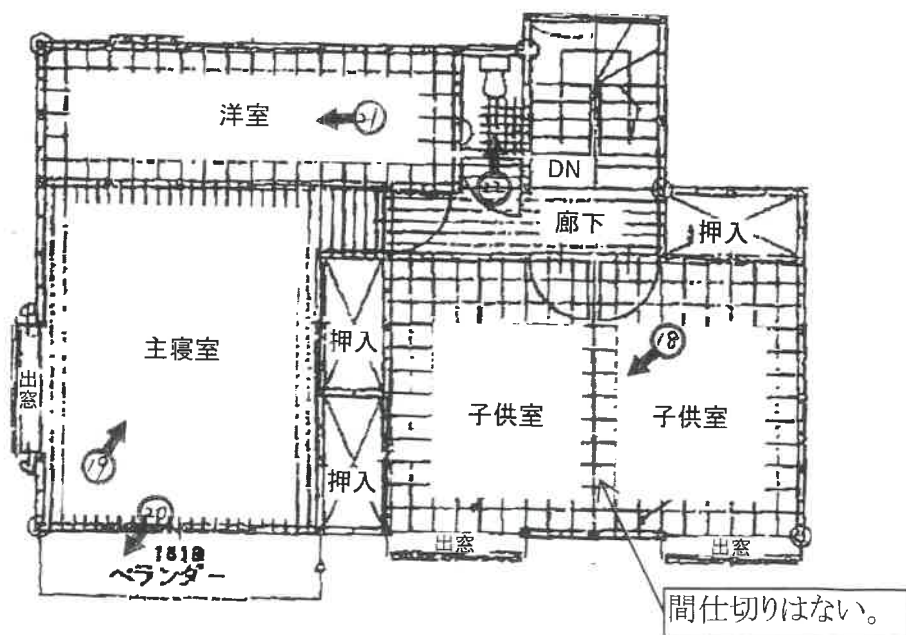
建物間取図（概略） 物件 2



1 階部分



2 階部分



(注) 建築当時の設計図をベースにして作成している。
概ね一致を確認したが、詳細は現況と相違する場合がある。

←○ 写真撮影位置・方向

(S=1:100)

1



本件物件の外観

2



本件物件北東側の状況

3

目的外建物 車庫 物件2



本件物件北西側の状況

4

井戸



本件物件東側井戸の状況

5



前面道路の状況

6



物件 2 玄関付近の状況

7



物件2 南東側の状況

8



物件2 玄関内の状況

9



物件 2 1 階玄関北側洋室の状況

10



物件 2 1 階台所の状況

11



物件2 1階LDKの状況

12



物件2 1階南西側和室の状況

13



物件2 1階北西側和室外（車庫内）の状況

14



物件2 1階トイレの状況

15



物件2 洗面・脱衣所の状況

16



物件2 1階浴室の状況

17



階段の状況

18



物件2 2階南東側洋室の状況

19



物件2 2階南西側洋室の状況

20



物件2 ベランダの状況

21



物件2 2階北西側洋室の状況

22



物件2 2階トイレの状況

令和7年（ケ） 第35号
令和7年6月18日 現地調査
令和7年6月20日 評価

高松地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士

鳥飼和彦

第 1 評価額

一 括 価 格	
金 3, 4 0 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1, 3 5 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 2, 0 5 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件 1 及び物件 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の土地の内訳価格は、物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 3 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地番目積	高松市御厩町字半田 93番3 宅地 299.08㎡	同左
2	所在家屋番号種類構造床面積	高松市御厩町字半田93番地3 93番3 居宅 木造瓦葺2階建 1階 93.93㎡ 2階 67.48㎡	同左
番号	特記事項		
1	北側隣地（地番93番2、93番5）との境界は現況上判然としない。また、物件1土地の北側にある車庫（土地の定着物）の外壁の一部が、当該北側隣地に越境していると思われる。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	J R 予讃線「鬼無」駅の南方約1.7km（直線距離） （別添「位置図」 参照）	
付 近 の 状 況	対象物件は高松市中心部より南西方郊外に所在する。近隣地域は旧来からの農家集落地域であり、農地が多く見られる中、農家住宅や一般戸建住宅が散見される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 指 定 建 蔽 率 指 定 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 指定なし 60% 100% － 特定用途制限地域（一般・環境保全型）
画 地 条 件	面 積：299.08㎡（公簿地積） 間 口：約17m 奥 行：約21m（最長部） 形 状：ほぼ台形 地 勢：平坦地	
接面道路の状況	東側：幅員約2.9m舗装市道（御厩町6号線）と等高に接面する。 （建築基準法上の道路ではないが同法第43条2項2号通路に該当）	
土地の利用状況及び隣地の状況等	・物件2（建物）の敷地として利用されている。（下屋、車庫などの土地の定着物を含む） ・隣地の状況は、一般戸建住宅の敷地、農地等である。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道：無（下記「特記事項」を参照） ガス配管：無 下 水 道：無	
特 記 事 項	・建築基準法上の道路に接道しておらず、物件2建物は建築基準法第43条2項2号の適用を受け許可された建物である。再築の場合は再度許可を要する。 ・東側市道には上水道の本管は敷設されておらず、生活用水は井戸水で賄っている。物件1土地内の井戸よりポンプで吸い上げて使用しているようである。ただし、建物所有者の陳述では水圧が弱いとのことである。 なお、現地調査では正確な井戸の位置を確定できず、建物所有者の陳述とポンプの位置から凡その位置を推定した。（土地建物位置関係図参照） ・最寄の上水道の本管は物件1土地の約60m北方に存在し、これを利用するためには個人管の敷設を要すると思料する。詳細は、香川県広域水道企業団（高松ブロック統括センター）へ相談されたい。 ・埋蔵文化財の有無： 高松市役所文化財課への照会結果によれば、文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。 ・土壤汚染の可能性： ヒアリング、登記等による地歴調査等からは土壤汚染が疑われる特段の利用履歴は確認できず、土壤汚染の可能性は低い。 なお、土壤汚染の有無の詳細は専門調査機関による調査を要する。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成7年1月30日新築 経過年数：約30年 経済的残存耐用年数：ほぼ満了している。
仕 様	構 造：木造 屋 根：瓦葺 外 壁：リシン吹付 内 壁：クロス、化粧板 等 天 井：クロス、ボード、敷目張り 等 床：フローリング、畳 等 設 備：電気設備、給水設備（井戸ポンプ）、排水設備、衛生設備等 その他：－
床面積（現況）	1階 93.93㎡ 2階 67.48㎡ 延床面積：161.41㎡
現 況 用 途 等	階 層：2階建 現況用途：居宅 間 取 り：附属資料「建物間取図（概略）」を参照
品 等	中品等
保守管理の状態	普通 （詳細は「現況調査報告書」を参照されたい）
建物の利用状況	「現況調査報告書」に記載のとおり。
特 記 事 項	・ 築後約30年経過しており全体的に経年劣化が見受けられる。 ・ 2階の子供部屋の入口は2か所あるが、現在、間仕切りはされていない。 ・ 各設備について正常に機能するかは不明である。 ・ 対象建物については、吹付けアスベスト等が使用されている可能性は低いが、アスベスト含有建材（成形板・仕上塗材等）が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関による調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	22,100	0.85	299.08	1.00	5,618,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 高松 ー 50

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $30,100\text{円}/\text{㎡} \times 99.8/100 \times 100/100 \times 100/136 \div 22,100\text{円}/\text{㎡}$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：ほぼ標準的な画地である。

◇ 地域格差：街路条件 +13% (1.13) 環境条件 +20% (1.20)

相乗積： $1.13 \times 1.20 \div 1.36$

イ 個別格差：上水道整備の状態 -15% (0.85) 形状 ±0% (1.00)

相乗積： $0.85 \times 1.00 = 0.85$

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：敷地内における建物の配置及び敷地と建物との適応の状態等を考慮して建付減価は発生していないと判断した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	181,000	161.41	0.05	1,461,000

ウ 現価率：

経過年数30年、経済的残存耐用年数0年、残価率5%とした定額法と観察減価法（特に減価はない）を併用して下記のとおり査定した。

$$\text{現 価 率} = \left[0.05 + (1 - 0.05) \times \frac{0}{30 + 0} \right] \times (1 - 0.00) \div 0.05$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	5,618,000	0.50	法定地上権	2,809,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権、その範囲は敷地全体に及ぶと判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算 (円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	5,618,000	-2,809,000	1.0	0.8	0.6	1,350,000
2	1,461,000	+2,809,000	1.0	0.8	0.6	2,050,000
一括価格 (合計)						3,400,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：建築基準法上の道路に接道していないこと、境界が一部不分明なこと、車庫(土地の定着物)の外壁の一部が越境している可能性が高いこと、上水道が未接続であること等を総合的に勘案して-20%の減価と判断した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等〔高松－50〕

所 在：高松市飯田町字相作34番93
価 格：30,100円/㎡
位 置：JR予讃線「鬼無」駅の南東方約1.7kmに位置する。
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：238㎡
供給処理施設：水道
接 面 街 路：西5m 市道
用 途 指 定 等：都市計画区域内（非線引）
用途指定なし（建蔽率60%、容積率100%）
地 域 の 概 要：中規模一般住宅が多い郊外の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 4,746,399円
物件2 2,967,982円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

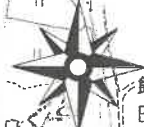
- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面写 各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図（概略）
- 6 建物間取図（概略）

以 上

JR鬼無駅

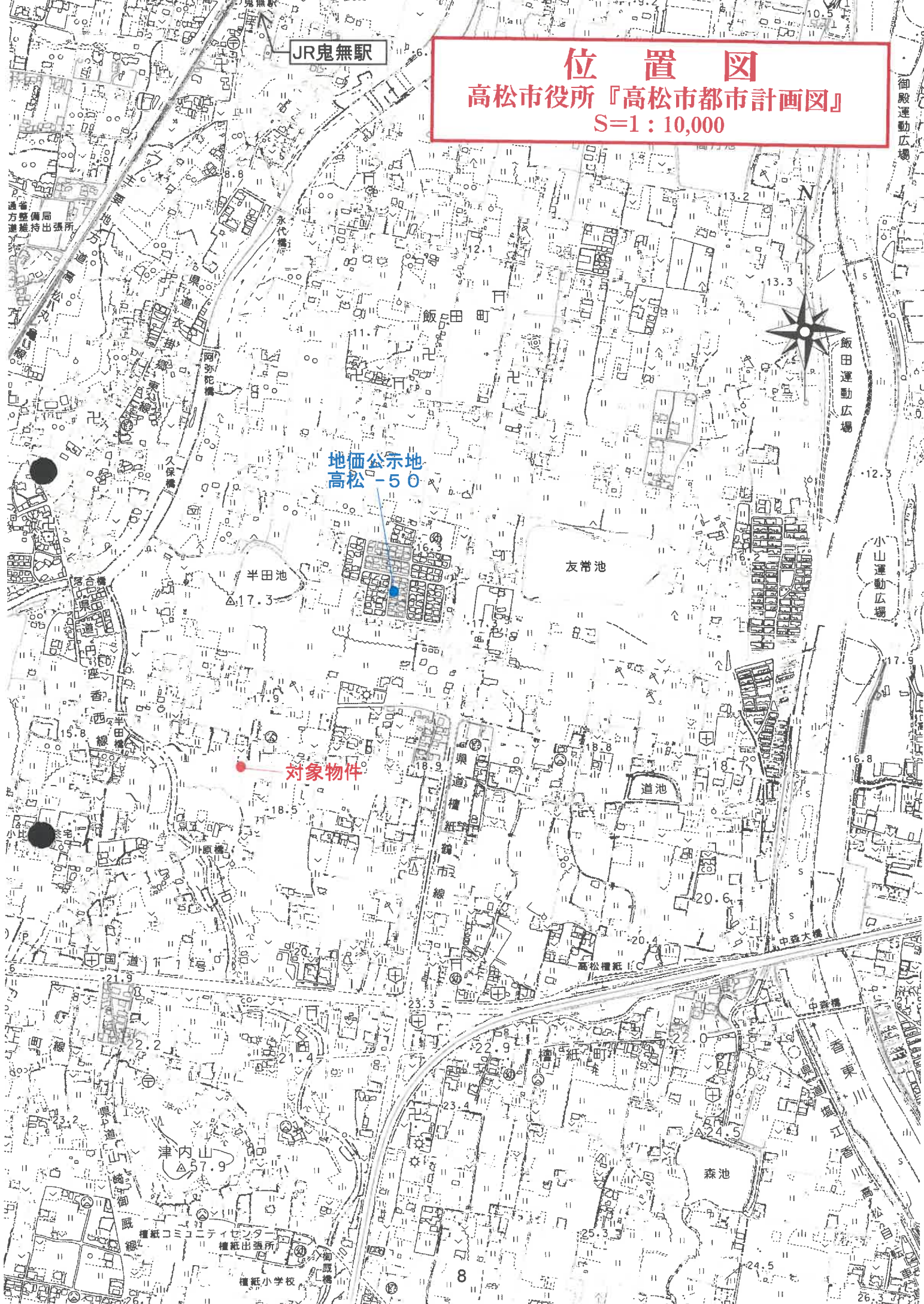
位置図

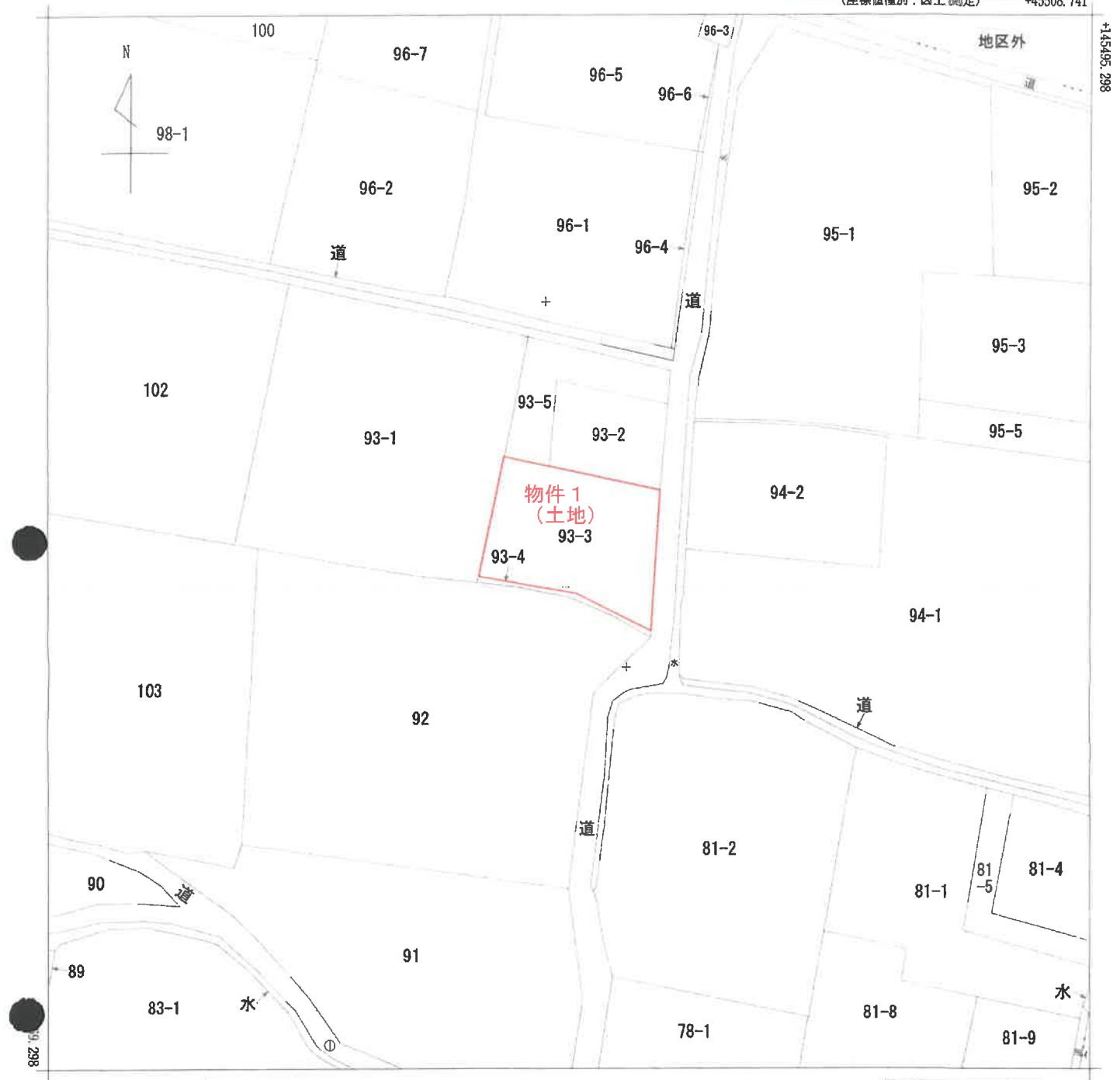
高松市役所『高松市都市計画図』
S=1:10,000



地価公示地
高松-50

対象物件





+45383.741

(座標値種別：図上測定)

地番区域見出
御厩町

請求部	所在	高松市御厩町字半田				地番	93番3			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和40年12月				備付年月日(原図)	昭和43年7月24日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年6月5日
高松法務局

請求番号：29-8
(1/1)

登記官

登記年月日：平成4年6月16日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年6月5日 高松法務局

登記官

請求番号：29-9

(1/3)

628728

地番 93-3~-5
93-1 93-2 93-3 93-4 93-5

地積測量図

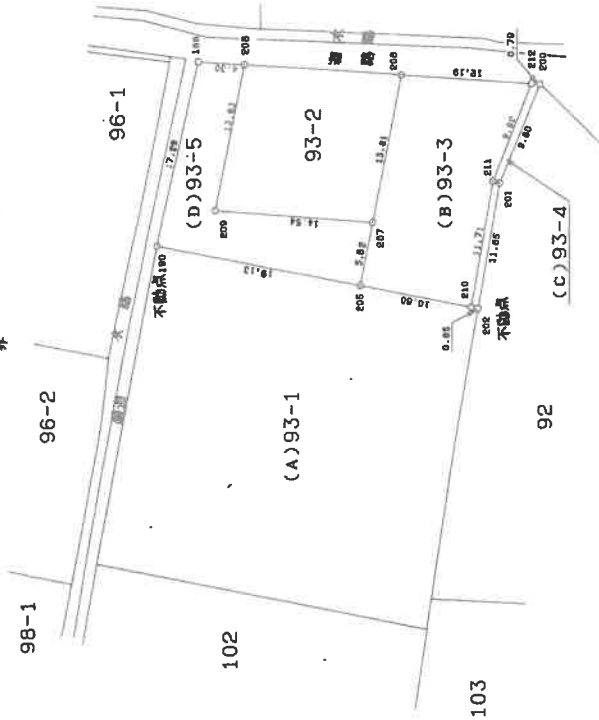
土地の所在 高松市御原町字半田

座標求積表

地番	NO	標高	X	Y	辺長	測線
(B)93-3	206	()	76.517	42.935	13.81	206-207
	207	()	76.427	29.125	5.82	207-205
	205	(コンクリート角)	76.389	23.306	10.60	205-210
	210	()	65.794	23.420	11.71	210-211
	211	()	66.131	35.122	9.62	211-212
	212	()	64.440	44.595	12.19	212-206
	206	()	76.517	42.935	13.81	206-207
倍面積			438.4872690			
面積			219.2436345	㎡	地積	219.24 ㎡
(C)93-4	212	()	64.440	44.595	9.62	212-211
	211	()	66.131	35.122	11.71	211-210
	210	()	65.794	23.420	10.60	210-205
	205	()	76.389	23.306	5.82	205-207
	207	()	76.427	29.125	13.81	207-206
	209	()	90.855	27.326	14.54	209-208
	208	()	90.922	40.956	13.63	208-209
	188	()	95.178	40.371	4.30	208-188
倍面積			301.3402330			
面積			150.6701165	㎡	地積	150.67 ㎡
(A)93-1	93	公	1297.7170325	㎡		
	-1	公	384.3148465	㎡		
		地積	913.4021860	㎡		913.40 ㎡

*使用機種名 JEC GEO STATION システム
*公 式 $A=1/2 \Sigma (X_2-X_1) (Y_1+Y_2)$

(距離：m)



作製者

申請人

縮尺

500

(平成4年6月8日作製)

(香川県土地)

4年6月16日登記

A3版をA4版に縮小

登記年月日：令和1年8月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年6月5日 高松法務局

登記官

地積測量図

地番	93-2
地の所在	高松市御座町字半田

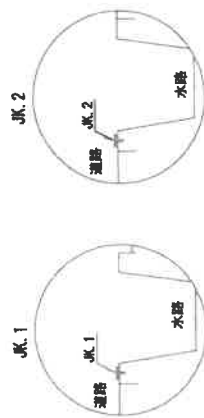
座標求積表 任意座標にて作成

地名	座標	X	Y	$X_{n+1} - X_n$	$Y_{n+1} - Y_n$	$Y_n (X_{n+1} - X_n)$
102 ()		80.552	28.611	-4.193		-119.965923
1207 ()		76.427	28.125	-4.035		-117.519375
1206 ()		76.517	42.935	4.193		180.026455
103 ()		80.620	42.371	4.035		170.966985
				倍面積		113.5081420 m ²
				面積		56.7540710 m ²
				地積		56.75 m ²

残地求積表

地番	(4)
公簿	197.042665 m ²
總計	56.7540710 m ²
残地	141.198955 m ²
地積	141.18 m ²

引照点			
点名及び備考	X	Y	
JK1 (2) ()	61.924	47.475	
JK2 (3) ()	100.201	42.625	
器械点視準点角度及び距離			
器械点	視準点	角度	距離
JK1 (2)	102	321-51-39	26.51
	1207	315-32-33	23.38
	1206	349-56-24	15.28
	103	351-57-06	19.38



JK1~JK2=38.58m
JK1(準拠点)道路コンクリート部分に設置
JK2(準拠点)道路コンクリート部分に設置

JK1 (2) ●
(単位：m)

縮尺 1/250

測量年月日令和元年8月7日

(令和元年 8 月 8 日作製)

作製者

申請人

印

登記年月日：令和1年8月14日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年6月5日 高松法務局

登記官

地積測量図

地番 93-5

土地の所在 高松市御蔵町字半田

座標求積表

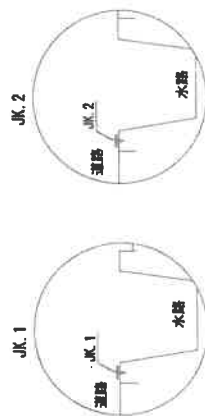
任意座標にて作成

地番	座標	X	Y	$X_{n+1} - X_n$	$Y_n (X_{n+1} - X_n)$
101 ()	80.526	23.257	-4.163	-86.818891	
1205 ()	76.389	23.306	-4.099	-95.531294	
1207 ()	76.427	28.125	4.163	121.247375	
102 ()	80.552	28.611	4.099	117.276489	
体面積				48.1735790	m ²
面積				23.0863385	m ²
地積				23.08	m ²

残地求積表

地番	(イ)	公簿
		簿計
		残地
		地積
		150.6701165
		23.0863395
		127.5832770
		127.58

引照点		点	
点名及び備考		X	Y
JK1(2) (備)		61.924	47.475
JK2(3) (備)		100.201	42.625
器械点		視準点	角度及び距離
JK1(2)	101	314-44-58	30.53
	1205	309-07-18	28.16
	1207	315-32-33	23.38
	102	321-51-39	26.51



JK1～JK2=38.58m
JK1(準拠点)道路コンクリート部分に飯
JK2(準拠点)道路コンクリート部分に飯

(単位：m)

測量年月日令和元年8月7日

JK1(2) ●

作製者

申請人

印

縮尺

1/250

(令和元年 8 月 8 日作製)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年6月5日 高松法務局

令和7年6月5日

高松法務局

獎品如下

請求番号：29-10

各階平面図 314601

房屋番号 93-3

面圖
圖面
物階
建各

高松市御厩町字半田93番地3
建物の所在

(附錄八号—四·五)

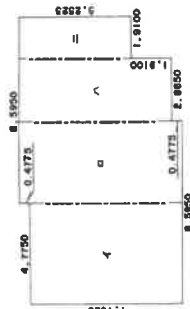


表 續

イ	7.1625	X	4.7750	=	34.200937500
ロ	7.6400	X	3.8200	=	29.184800000
ハ	7.1625	X	2.8650	=	20.520562500
ニ	5.2525	X	1.9100	=	10.032275000
合 計					93.938575000
床 面 積					93.93 m ²

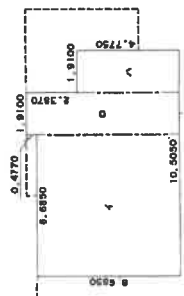


表 續 2

1	6.6850	x	6.6850	=	44.68922500
2	7.1620	x	1.9100	=	13.67942000
3	4.7750	x	1.9100	=	9.12025000
			合計		67.48889500
			床面積		67.48 m ²

作者

31日作新)

縮尺 1/250

申請人

氏籍

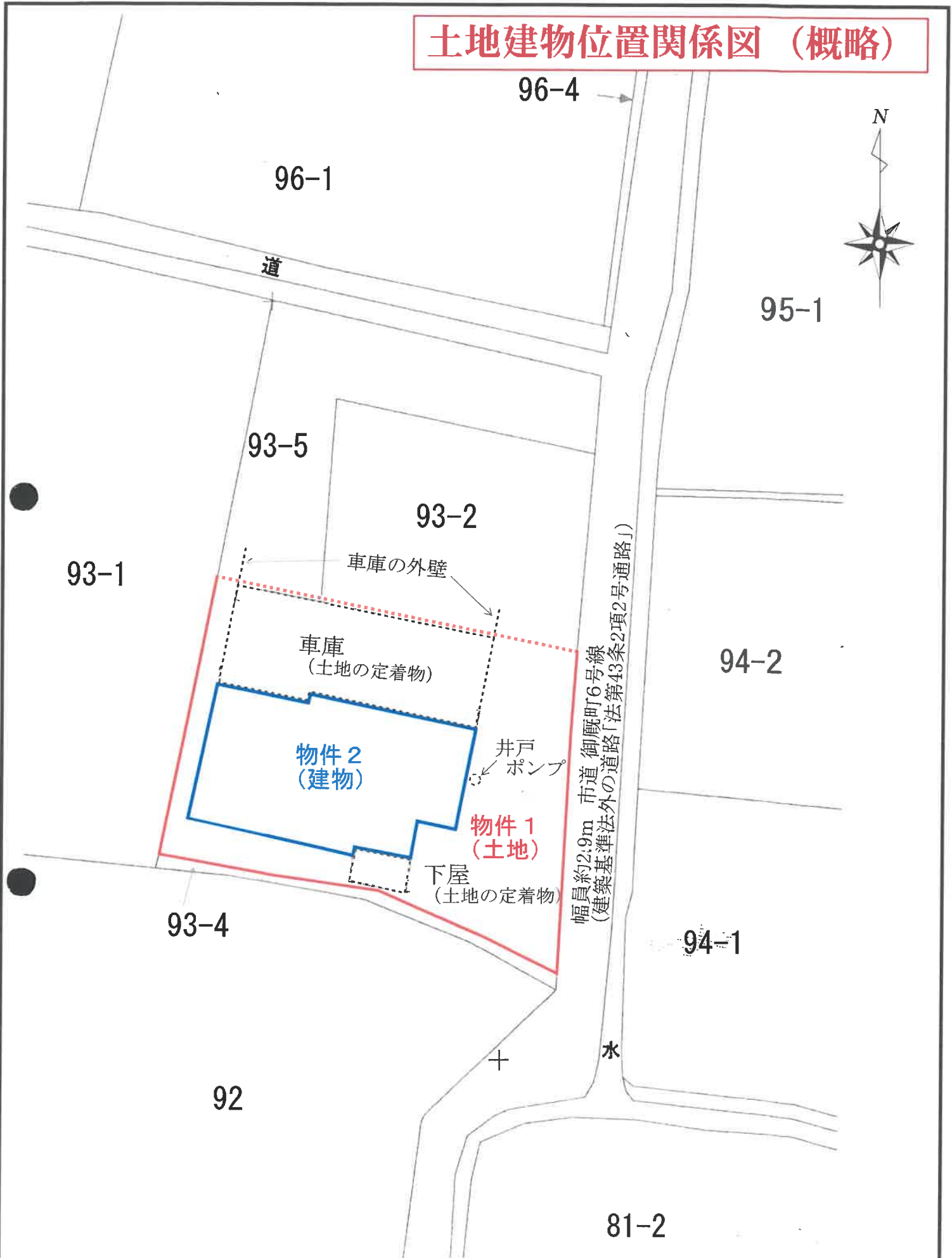
1/500

17年2月7日 登記

(會川院上附家座調査千空用紙)

A3版をA4版に縮小

土地建物位置関係図（概略）

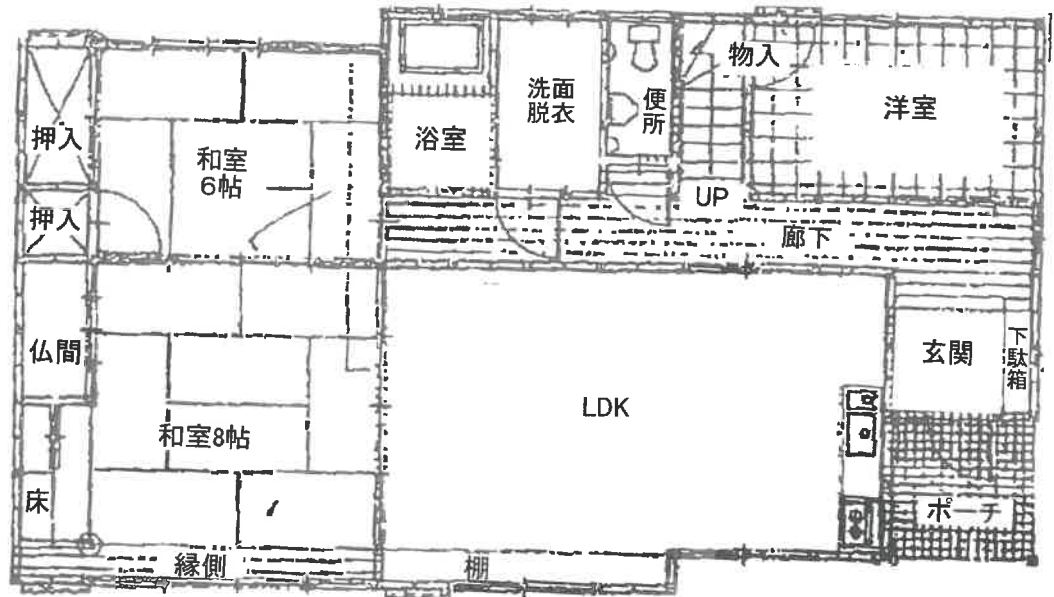


(注) 概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいている。

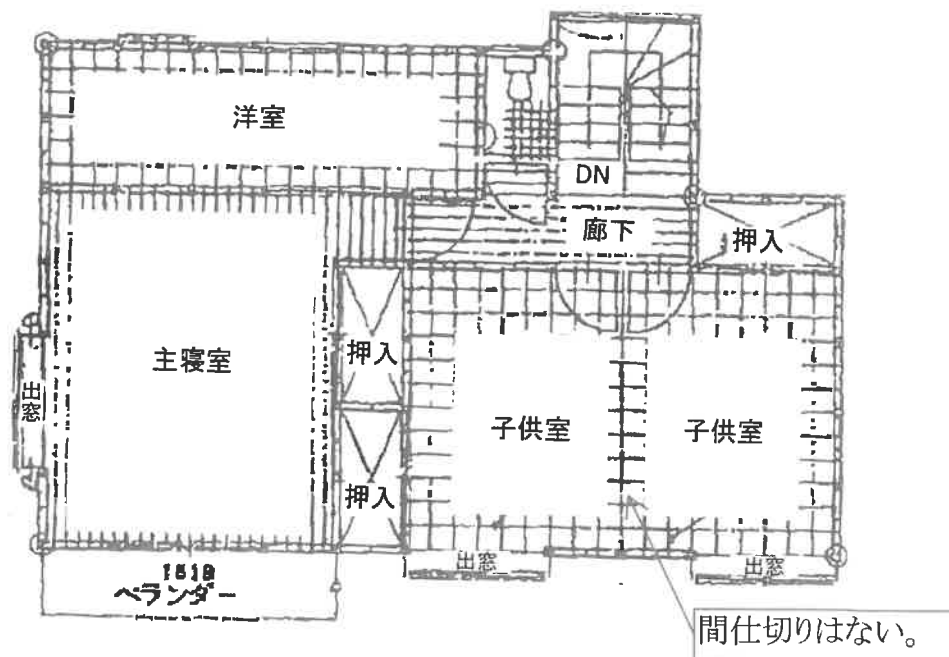
建物間取図 (概略) 物件 2



1 階部分



2 階部分



(注) 建築当時の設計図をベースにして作成している。
概ね一致を確認したが、詳細は現況と相違する場合がある。